

## 教学補佐( Teaching Assistant, T. A. )に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、教育・研究及びこれに関する業務を円滑に遂行するために各学部、言語コミュニケーション文化研究科、司法研究科及び経営戦略研究科（以下「学部等」という。）に置く教学補佐（Teaching Assistant, T. A.）について定める。

(採用)

第2条 教学補佐は原則として当該大学院研究科学生の中から教授会等の議を経て採用する。ただし、当該大学院研究科の大学院研究員、専門職大学院研修員又は研究科研究員を教学補佐に採用することができる。

(任期)

第3条 教学補佐の任期は1年とし、その年度の終わりをもって終了するものとする。ただし、年度途中の採用も可とする。

2 年度の中途において修士学位、専門職学位又は博士学位を取得した者については、任期をその年度の終わりまでとすることができる。

(業務)

第4条 教学補佐は採用学部等の学部長、研究科委員長又は研究科長（以下、「学部長等」という）の指示を受け次の業務に従事する。

- 1 授業の補佐（学部等学生の自習支援含む）
- 2 研究室・図書室・PC教室運営などの教育支援業務
- 3 その他の教育的補助業務
  - イ 入学試験、入学式、卒業式及びその他学部等の行事に関する補助業務
  - ロ 試験監督及びこれに付随する補助業務
  - ハ 学部等学生向けの成績発表などの教務事務の補助
  - ニ その他、学部長等が必要と認めた業務

(待遇等)

第5条 教学補佐の報酬等については、別に定める「教学補佐、実験実習指導補佐・教務補佐、授業補佐、ラーニング・アシスタントの報酬に関する規程」による。

(契約)

第6条 教学補佐の契約は、当該者と学校法人関西学院との間で、別に定める所定の様式をもって行う。

(解雇及び懲戒)

第7条 教学補佐の解雇及び懲戒に関する事項については、専任教職員の就業規則第24条、第34条の規定を準用する。

(無期労働契約への転換)

第8条 労働契約法第18条に基づき、通算契約期間が5年を超える教学補佐は、別に定める様式で申込みにより、現在締結している有期労働契約の契約期間満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

2 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、無期雇用契約転換申込受理通知書及び労働条件通知書を申込者に交付する。

3 第1項の通算契約期間は、労働契約法第18条及び労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令の定めるところによる。

4 無期労働契約に転換した教学補佐（以下「教学補佐（無期転換者）」という。）の労働条件は、この規程の定めるところによる。

5 前項の場合において、この規程中「教学補佐」は、「教学補佐（無期転換者）」と読み替え、有期労働契約を前提とする第3条（任期）及び第6条（契約）の規定は適用しない。

6 教学補佐（無期転換者）の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度末をもって退職とする。

7 教学補佐（無期転換者）の解雇については、第7条に次の各号を加える。

- 1 職務に必要な適格性を著しく欠く場合で、改善の見込みがないと認められた場合
- 2 大学院研究科学生、大学院研究員又は研究科研究員でなくなった場合
- 3 学生数の減少、職制の改廃、予算額の減少、その他やむを得ない事由により、過員を生じる場合
- 4 その他前号に準ずるやむを得ない事由がある場合

8 教学補佐（無期転換者）を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告し、それができない場合には平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。なお、予告期間は、1日につき平均賃金を支払うことにより、その日数分を短縮することができる。

（主管部課）

第9条 この規程に関する事務は、学長室で行う。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

2 「教学補佐、実験実習指導補佐及び教務補佐に関する規程」は、2001年（平成13年）3月31日をもって廃止する。

略

9 この規程は、2017年（平成29年）5月27日から改正施行する。

了解事項

SGU推進費により雇用する教学補佐には、出張を命じることができる。

## 学長選考規程

### 第1章 総則

（学長となりうる者）

第1条 学長となりうる者は、専任の教授及び准教授とする。ただし、任期中に、教職員定年に関する規程第1条に定める定年を迎える者は除く。

（学長の任期）

第2条 学長の任期は3年とし、4月1日に始まり第3年度の3月31日をもって満了するものとする。再任を妨げない。ただし、引き続き3期9年を超えることはできない。

2 第3条第3項の規定に従って選出された学長の任期については、その就任の日から当該年度の3月31日までの期間を1年として計算する。その任期は就任の時期にかかわらず第3年度の3月31日をもって終るものとする。

（学長選考の場合及び時期）

第3条 学長の選考は次の場合にこれを行う。

- 1 学長の任期が満了するとき
  - 2 学長が任期満了に先立ってその任を退いたとき
  - 3 学長が欠けたとき
- 2 前項第1号の場合においては、任期満了の3ヶ月以前に学長の選考を終了しなければならない。
- 3 第1項第2号及び第3号の場合においては、副学長は1ヵ月以内に学長選考の手続を開始しなければならない。

### 第2章 学長選考の方法

（学長選考の順序と期間）

第4条 学長の選考は、第一次選挙、除斥投票及び第二次選挙の順によりこれを行う。

#### 第1節 第一次選挙

（選挙権）

第5条 第一次選挙は、第1条に規定された者について、専任の教授・准教授・助教及び専任講師がこれを行う。

（選挙の方法）

第6条 第一次選挙は、3名連記、無記名投票によりこれを行い、得票20票以上の者のうち上位5名までを学長候補者リストにかかげる。ただし末位に得票同数の者が2名以上あり、上位5名を定めることができない場合には、末位の得票同数の者をすべて学長候補者リストにかかげるものとする。

2 前項の選挙は選挙権者総数の3分の2以上の投票がなければならない。

（リスト掲載者の紹介）

第7条 第6条第1項のリストにかかげられた者（以下「リスト掲載者」という。）については、その学歴及び

職歴を、文書をもって、除斥投票の投票権者及び第二次選挙の選挙権者に周知させなければならない。

## 第2節 除斥投票

(除斥投票の意義)

第8条 除斥投票は、リスト掲載者について、学生の総意を徴するためにこれを行う。

(除斥投票の方法)

第9条 学部学生及び大学院学生は、リスト掲載者について適任でない認められる者があるときは、除斥の意思を無記名投票によって表明することができる。

2 リスト掲載者のうち、除斥票が前項の投票権者の総数の過半数に達した者は、リストから除かれる。

## 第3節 第二次選挙

(選挙権及び被選挙権)

第10条 第二次選挙は、第9条の規定により除斥されなかったリスト掲載者について、大学若しくは大学に關係のある専任の教職員が、これを行う。

(選挙の方法)

第11条 第二次選挙は単記、無記名投票によりこれを行い、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。最高得票者が投票総数の過半数に達しない場合は、上位2名について再投票を行い、上位者を当選者とする。ただし、2名の得票数が同一の場合は、被選挙資格の取得時による先任順によって当選者を決定し、被選挙資格の取得時も同一の場合は、生年月日による年長者を当選者とする。

2 前項の選挙は、選挙権者総数の4分の3以上の投票がなければならない。

## 第3章 当選者の推薦

第12条 前条によって決定した当選者を、学長又は副学長は、院長を経て理事会に推薦する。

## 第4章 当学長選考の管理

(選考管理委員会及びその構成)

第13条 学長選考の管理を行うため、選考管理委員会を設ける。

2 選考管理委員会は、各学部教授会及び専門職大学院各研究科教授会において選出された者各1名及び学長直属教員のうちから選出された者1名、計14名の委員をもって構成する。

3 選考管理委員会は委員の互選により委員長を定める。

4 委員長は委員会を召集し、その議長となり、学長選考管理委員会の事務を統理する。

5 選考管理委員がリスト掲載者になったときは、委員を退くものとし、その委員の選出母体はすみやかにこれにかわる委員を選出しなければならない。

(選考管理委員会の職務)

第14条 選考管理委員会は次の職務を行う。

1 第一次選挙、除斥投票及び第二次選挙の期日若しくは期間並びに投票の方法を決定し、これを公示すること

2 被選挙権者名簿・選挙権者名簿及び除斥投票資格者名簿を作成し、これを関係者の縦覧に供し、異議申立について決定すること

3 投票及び開票を管理し、立会人を定めること

4 第7条に定めるリスト掲載者の紹介を行うこと

5 除斥投票の結果は、これを関係者の縦覧に供すること

6 第二次選挙の被選挙権者を確認すること

7 当選者を確認し学長又は副学長に報告すること

8 その他学長選考に関する一切の業務を行うこと

(選考管理委員会の会議)

第15条 選考管理委員会の会議は、委員の4分の3以上の出席を必要とし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第16条 学長選考の実施に関する細則はこれを別に定める。

## 第5章 規程の改正

第17条 本規程の改正は、大学評議会の議に基づき、理事会の承認を要する。

2 前項の議決には出席評議員の3分の2以上の同意を要する。

3 第1項及び第2項にかかわらず第2章第2節及び第14条第5号の規定の改正は、第9条第1項に定める者の過半数の反対ある場合には、これを行うことができない。

附 則

- 1 この規程は、1972年（昭和47年）9月14日から改正施行する。  
略
- 3 選考管理委員会は学長室内に置く。
- 4 資格の認定はすべて第一選挙の公示の日を基準としてこれを行う。
- 5 第10条にいう専任職員とは、職制第2章第2条及び第3章第60条に規定された職員をいう。  
略
- 11 1997年（平成9年）4月1日就任の学長の選考については、第4条第2項の規定を適用しない。なお、この規程は、1996年（平成8年）6月14日から改正施行する。  
略
- 18 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。

## 学長選考規程施行細則

### I 学長選考の公示及び選考管理委員会の設置

- 1 学長選考規程（以下「規程」という。）第3条第1項各号に基づいて学長の選考を行う必要が生じたときは、学長若しくは副学長は、同条同項各号のいずれの理由により学長の選考を行う必要が生じたかを示して、学長の選考を行う旨を公示しなければならない。
- 2 上記の公示が行われたときは、学長若しくは副学長は、公示の日から7日以内に規程第13条に定める選考管理委員会を設けなければならない。

### II 学長選考における被選挙権者、選挙権者及び除斥投票権者名簿の縦覧並びに異議申立

- 3 第一次選挙の公示の後、直ちに選考管理委員会は第一次選挙の被選挙権者・選挙権者、除斥投票の投票権者、及び第二次選挙の選挙権者の名簿を作成しなければならない。  
名簿は次の方法によって作成するものとする。
  - イ 第一次選挙の被選挙権者名簿及び選挙権者名簿は、学部別、専門職大学院研究科別、及び学長直属教員群に区分し、その氏名を記載する。
  - ロ 除斥投票の投票権者名簿は、学部学生については学部別、大学院学生については研究科別に区分し、学年毎に学籍番号にしたがってその氏名を記載する。
  - ハ 第二次選挙の選挙権者名簿は、教員にあつてはイに乘じ、職員にあつては、所属部局別にその氏名を記載する。
- 4 選考管理委員会は、上記の名簿を作成したときは、その縦覧の期間及び場所、異議申立の期間を公示しなければならない。  
名簿の縦覧期間は次のとおりとする。
  - イ 第一次選挙の被選挙権者名簿及び選挙権者名簿は5日間
  - ロ 除斥投票の投票権者名簿は7日間
  - ハ 第二次選挙の選挙権者名簿は5日間
- 5 上記の名簿に対する異議申立の期間は、上記の縦覧期間内とし、それに対する決定は、次に定める期間内に行うものとする。
  - イ 第一次選挙の被選挙権者名簿及び選挙権者名簿に対する異議申立の決定は、縦覧期間満了の日の翌日から2日以内
  - ロ 除斥投票の投票権者名簿に対する異議申立の決定は、縦覧期間満了の日の翌日から7日以内
  - ハ 第二次選挙の選挙権者名簿に対する異議申立の決定は、縦覧期間満了の日の翌日から10日以内

### III 第一次選挙

- 6 選考管理委員会は、第一次選挙を次のいずれの方法により行うかを決定し、公示しなければならない。
  - イ 投票所を設け日時を定めて行う投票
  - ロ 郵便による投票
- 7 第一次選挙の公示は、6のイの場合には投票の日時及び場所、6のロの場合には投票期間を記載するものとする。

公示は、6のイの場合には投票の日から少なくとも5日前に、6のロの場合には投票期間の最初の日から少なくとも5日前に行うものとする。

8 選挙が6のイの方法によって行われる場合には、あらかじめ選挙権者に投票用紙交付券を交付し、投票所においてこれと引換えに投票用紙を交付するものとする。

9 選挙が6のイの方法によって行われる場合において、公務その他止むを得ない事由により、所定の日時に所定の投票所において投票できない選挙権者は、あらかじめ選考管理委員会に申し出て、選考管理委員会が別に定める方法により投票することができる。

10 選考管理委員会は、各学部、専門職大学院各研究科及び学長直属教員群から各1名、計14名の立会人を定め、次の職務を行わせるものとする。

イ 6のイの場合においては、投票及び開票に立会うこと。

ロ 6のロの場合においては、開票に立会うこと。

11 投票用紙は別記第1号様式のものを用いるものとする。

12 投票の点検及び投票の有効・無効の判定は、選考管理委員会が行う。

13 投票用紙所定欄に被選挙権者3名を連記していないときは、投票を無効とする。

14 第一次選挙の結果は、規程第6条によって学長候補者リストに掲載されるものの氏名以外はこれを公表しない。

IV 学長候補者リストの公示並びにリスト掲載者の紹介

15 学長候補者リストは、アルファベット順に作成し、これを公示しなければならない。

16 リスト掲載者紹介の文書には次の事項を記載し、上記公示後直ちに公表しなければならない。

イ 生年月日

ロ 最終学歴及び学位

ハ 専任職歴及び関西学院における役職歴

V 除斥投票

17 選考管理委員会は、除斥投票を次のいずれの方法により行うかを決定し、公示しなければならない。

イ 投票所を設けて一定期間内に行う投票

ロ 郵便による投票

18 除斥投票の公示は、17のイの場合には投票の期間及び場所、17のロの場合には投票期間を記載するものとする。

公示は投票期間の最初の日から少なくとも5日前に行うものとする。

19 選考管理委員会は、別に方法を定めて、学部学生及び大学院学生から若干名の立会人を定め、次の職務を行わせるものとする。

イ 17のイの場合においては投票及び開票に立会うこと。

ロ 17のロの場合においては開票に立会うこと。

20 投票用紙は別記第2号様式のものを用いるものとする。

21 投票の点検及び投票の有効・無効の判定は、選考管理委員会が行う。

22 選考管理委員会は、除斥投票の結果を開票完了の日の翌日から3日間関係者の縦覧に供しなければならない。

VI 第二次選挙

23 選考管理委員会は、第二次選挙を次のいずれの方法により行うかを決定し、公示しなければならない。

イ 投票所を設け日時を定めて行う投票

ロ 郵便による投票

24 第二次選挙の公示は、次の事項を記載するものとする。

イ 23のイの場合には投票の日時及び場所、23のロの場合には投票期間

ロ 除斥されなかったリスト掲載者の氏名

公示は、23のイの場合には投票の日から少なくとも5日前に、23のロの場合には投票期間の最初の日から少なくとも5日前に行うものとする。

25 選挙が23のイの方法によって行われる場合には、あらかじめ選挙権者に投票用紙交付券を交付し、投票所においてこれと引替えに投票用紙を交付するものとする。

26 選挙が23のイの方法によって行われる場合において公務その他止むを得ない事由により、所定の日時に所定の投票場において投票できない選挙権者は、あらかじめ選考管理委員会に申し出て、選考管理委員会が別に定める方法により投票することができる。

27 選考管理委員会は、各学部、専門職大学院各研究科及び学長直属教員群から各1名、大学若しくは大学に係のある専任の職員から6名以上、計20名以上の立会人を定め、次の職務を行わせるものとする。

イ 23のイの場合においては、投票及び開票に立会うこと。

ロ 23のロの場合においては、開票に立会うこと。

28 投票用紙は別記第3号様式のものを用いるものとする。

29 投票の点検及び投票の有効・無効の判定は、選考管理委員会が行う。

#### Ⅶ その他

30 除斥投票の結果、候補者が1名となった場合においても第二次選挙はこれを行う。その場合には投票は1回限りとし、別記第4号様式による投票において、可とする投票が投票総数の過半数に達したときには、このものを当選者とする。投票の結果、可とする投票が投票総数の過半数に達しない場合には、あらためて第一次選挙から選考を行う。

31 除斥投票の結果、リスト掲載者全員が除斥された場合には、あらためて第一次選挙から選考を行う。

32 最終当選者でなければ辞退は認められない。

33 最終当選者がやむを得ない事由により学長として推薦されることを辞退する場合には、通告を受けた日から3日以内に、その旨を学長又は副学長を経て大学評議会に申し出なければならない。

34 最終当選者の辞退が大学評議会において認められた場合には、あらためてその最終当選者を除いて、第二次選挙から選挙を行う。ただし30の手続きによる当選者の辞退が認められた場合には、第一次選挙から選考を行う。

#### 附 則

1 この施行細則は、1992年（平成4年）4月1日から改正施行する。

略

5 この施行細則は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。

第1号様式 略

第2号様式 略

第3号様式 略

第4号様式 略